保存版 ごみの分け方・出し方 北上市

会社・事務所・商店・飲食店のごみは一切集積所に出せませんので、許可業者に処理を依頼するか直接搬入してください。

令和3年7月改訂 第4版

守りましょう 基本的なルール

◎燃えるごみ・燃えないごみは手数料袋（袋に入らない場合は、シール券を貼って）で出してください。
◎資源ごみは資源ごみステーションに出してください。
◎ごみは居住する地域の集積所に出してください。
◎ごみは収集日の朝８時までに出してください。（資源は８時30分）
◎ごみは収集日以外の日に出さないようにしてください。
◎日曜日・年末年始は収集しませんが、臨時収集もあります。

手数料袋及びシール券（1枚の単価）

10ℓ	20ℓ	30ℓ	40ℓ	シール券
15円	31円	47円	63円	100円

※手数料袋はお近くのホームセンター、スーパー、コンビニ等で販売しています。
※シール券はレジ、サービスカウンター等でご購入ください。一部取り扱っていない店舗がございます。詳しくは店舗へお問い合わせください。

許可業者

K・Sテック㈱ 二子町築舘14-14	66-5345
㈱有田屋 鍛冶町三丁目2-47	64-6400
北上ビルメン㈱ 幸町2-5	64-3347
さくら環境企画 村崎野9地割194-11	62-8322
岩手リサイクル創生館 上野町二丁目26-7	64-3166
㈱北日本環境保全 常盤台四丁目11-116	65-3166
㈱スパット北上 村崎野14地割63-3	62-3636
中央建設㈱ 堤ケ丘二丁目9-50	64-1492
㈲マルサ商会 成田26地割83-10	68-4103
リックス㈱ 相去町大松沢1-64	67-6446
㈱和賀開発 和賀町横川目36地割26	72-3250

収集日を記入して見やすいところに貼ってください。（地域によって収集日が異なります）

燃えるごみ

毎週 曜日 8:00までに

台所等からの生ごみ

注意点
○水切りを十分にしてください。
○貝類は燃えるごみ扱いです。
○生ごみは、コンポスター等を利用し、有機質肥料として自家処理を図りましょう。

資源ごみにならないプラスチック類

○プラマークのついていないプラスチック類（バケツ、スコップ、衣装ケース、おもちゃ、CD、レコード、プランター、カセットテープなど）
○プラマークがついているが汚れの落ちにくいもの（はみがき粉、マヨネーズなど）

注意点
○金属が混じっている場合で金属とプラスチックに分離できる場合は、金属は燃えないごみ、プラスチックは燃えるごみへ。分離できない場合は、燃えないごみへ。

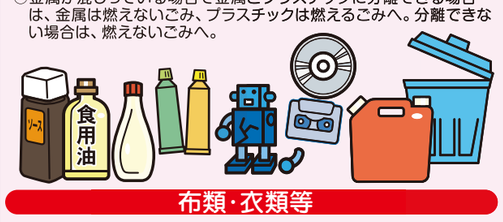

布類・衣類等

資源ごみにならない紙類

○紙くず・紙おむつ・生理用品・猫砂
注意点
○紙おむつは汚物を取り除きます。

紙おむつだけを入れた袋は無料で回収しますので、手数料袋は使わず透明、半透明の袋で出してください。

革・ゴム製品類

○靴・カバン・長靴・ズック・ゴム手袋

木竹類

○庭木の剪定枝（乾燥させたもの）・木片類・竹類
○堆肥化等自家処理、または廃棄物処分業許可業者へ相談してください。
少量でやむを得ず出す場合は燃えるごみへ出してください。
（3袋、3束程度）

その他

○乾燥剤・保冷剤・カード類・カイロ・粘土

（大量の粘土は業者へ）

収集できる大きさは60㎝×60㎝×80㎝以内のものです。手数料袋に入らないときは、シール券を貼ってください。

燃えないごみ

毎月 曜日 8:00までに

せともの・ガラス類

○電球・鏡・ほ乳びん・油・消毒薬のびん・板ガラス・コップ・茶碗・花瓶

紙に包み、「われもの」と表示し、手数料袋に入れてください。蛍光灯、電球は取り換えたケースに入れるか、紙に包み「電球」等と表示してから手数料袋に入れてください。

家電製品類

○ポット・炊飯器・ラジカセ・電卓・掃除機・ストーブ・扇風機・ガステーブル・ビデオデッキ・携帯電話
できるだけ販売店に引き取ってもらいましょう

電池・ライターは手数料袋に入れず、それぞれ別の透明袋に入れてください。ライターは燃料を空にしてください。

石油ストーブは灯油を熱し切り、タンク・ストーブに灯油が残っていないようにして逆さまにして出してください。乾電池は取り外してください。

金属類・刃物類

○鍋・やかん・スプーン　○カッターナイフ・包丁

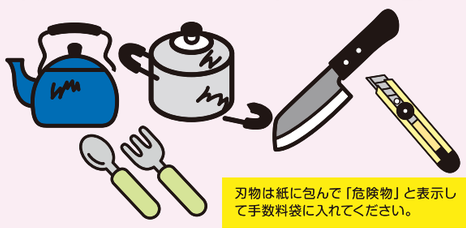

刃物は紙に包んで「危険物」と表示して手数料袋に入れてください。

その他

○自転車・三輪車・大型玩具・乳母車・脚立・スノーダンプ・傘・アルミホイル・ゲームソフト

自転車は前輪を取り外してください。

○スキー・電気コード等は80㎝以下に切断してください。
（切れないときは清掃事務所に直接搬入してください。）

収集できる大きさは70㎝×70㎝×150㎝以内のものです。手数料袋に入らないときは、シール券を貼ってください。

資源ごみ

毎月 曜日 8:30までに

新聞紙類

○折り込み広告も含みます。

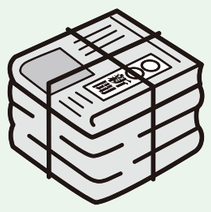

四ツ折にして厚さ20㎝～30㎝位にまとめて紙ひもでしばって出してください。

本・雑誌・その他紙類

○本、雑誌、コピー用紙、封筒、はがき、便せん、ノート類、カレンダー、パンフレット、菓子箱、メモ用紙、ティッシュペーパー箱、レシート、トイレットペーパー芯など
（感熱レシート、ハードカバーの本は除く）

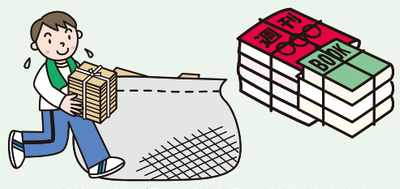

紙ひもでしばるか、紙袋に入れて出してください。細かなものは資源ごみステーションにあるネット袋に入れることもできます。

ダンボール

付着している発泡スチロール・ガムテープなどは全て取り除きます。平たく伸ばし、できるだけ同じサイズのものをまとめて紙ひもでしばって出してください。ろうひきダンボールは燃えるごみへ。

紙パック

○牛乳パックなどで内側が白いものに限ります

付いているプラスチックなどは全て取り除きます。水洗いして乾燥させ、平たく伸ばします。内側がコーティングされているものは燃えるごみへ。

紙類は濡れると資源になりません。雨や雪の日には出さないでください。

空き缶

○アルミ缶・スチール缶を分けすにつぶさないで資源ごみステーションにあるネット袋に入れてください。
○菓子缶・海苔缶・スプレー缶も資源ごみになります。

注意点
○爆発事故防止のためスプレー缶はキャップを取り、穴をあけてください。
○油缶・塗装缶は燃えないごみになります。
○かんづめ缶は中を簡単に洗ってください。

ペットボトル

資源ステーションにあるネット袋に入れてください。（つぶしても可）

PETマークのついている物に限り収集します。

注意点
○水洗いしてください。
○ふたとラベルは外してください。
ふたとラベルはプラスチック製容器包装類へ。

空きびん

色別にコンテナに入れてください。
○酒・ビール・焼酎・ウイスキー・ワイン・コーヒー・ジュースなどの破損していないびん

注意点
○水洗いしてください。
○ふたを外してください。
ふた（プラスチック製はプラスチック製容器包装類へ。金属製は燃えないごみへ。）
○ほ乳びん・油・消毒薬のびん・破損したびんは燃えないごみになります。

プラスチック製容器包装類

プラスチック製容器包装の識別表示マーク
4項目に分類する必要はありません。

ポリ袋・ラップ

●野菜・そば・菓子・パン・インスタント食品の袋
●生鮮食品に使われたラップ
●あめ・菓子などの包み
●衣料品・トイレットペーパー・化粧品などの袋
●レジ袋など
※クリーニングの袋は対象外
※アルミの使われているものは除く

ボトル

●タレ・つゆ・ドレッシング・みりん・乳酸飲料などのプラスチック製ボトル
※ペットボトル（♳マーク）は別収集
●洗剤・漂白剤・ウォッシャー液・シャンプー・リンス・化粧水などのプラスチック製ボトル
●うがい薬・目薬・飲み薬などのプラスチック製ボトル
※ポンプの中にばね（金属）が入っている場合は、燃えないごみへ。

トレイ・パック・カップ

●生鮮食品・珍味・菓子などのトレイ
※白色・色付きともに可
●卵・とうふなどのパック
●カップめん・プリン・ヨーグルト・アイスクリーム・一口ゼリーなどのカップ
●インスタント食品・コンビニ弁当などの容器
●薬・化粧品のケース
●日用品（石鹸等）のケース

その他

●みかん・タマネギなどのネット
●りんご・桃などを包んだ発泡スチロール
●家電製品などを保護した発泡スチロール
●びん・ペットボトル・その他のボトル容器・チューブなどのプラスチック製ふた
※金属製のふたは、燃えないごみへ。

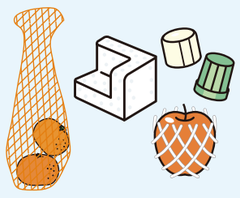

分け方ルール1（汚れを取り除いて）

簡単な洗浄（拭き取り）と水切りをして、汚れを取り除きます。
汚れが取れないものは燃えるごみへ。

分け方ルール2（他のものは混ぜないで）

金属・ガラス・紙・食品など、他の素材が混じらないように。

分け方ルール3（容器包装のみ）

バケツ、洗面器、カセットテープ等、容器包装以外のプラスチック製品は該当しません。燃えるごみへ出します。

分け方ルール4（出し方）

①プラスチック製容器包装類をレジ袋等に入れて資源ごみステーションに持って行く。
②資源ごみステーションに準備しているネット袋へ空け入れる。
（袋ごと入れない）
③空になったレジ袋は最後にネットに入れてかまいません。

収集の対象とならないプラスチック例

汚れを落としにくいもの

マヨネーズ・ケチャップ・歯磨きのチューブ、油の容器などは燃えるごみへ。

汚れを落とせばプラスチック収集の対象となります。

容器包装ではないもの

バケツ・スコップ・衣装ケース・おもちゃ・CD・レコード・プランター・カセットテープなどは燃えるごみへ。

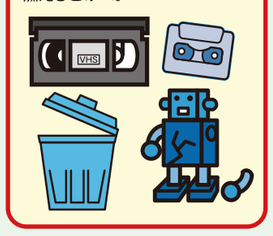

家電リサイクル対象品

○テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）、エアコンは家電リサイクル法に基づき、リサイクルが義務づけられています。
次のいずれかの方法で処分してください。
1.買った店に引き取ってもらう。
2.家電を買い替えた際、店に引き取ってもらう。
3.家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定引取場所に持ち込む。指定取引場所については、家電リサイクル券センター（0120-319640）へお問い合わせください。

家庭系パソコンリサイクル対象品

○個人で購入し不用になった家庭用パソコンは資源有効利用促進法に基づきリサイクルが義務づけられています。次のいずれかの方法で処分してください。
1.メーカーが分かる場合…メーカーに回収申込。
2.メーカー不明（自作パソコン）下記の3業者へ相談をします。
① ㈱北日本環境保全（65-3166）
② ㈲マルサ商会（68-4103）

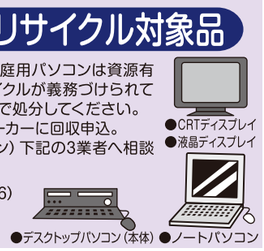

布団、ござ、カーペット マットレス

●切らないで出す場合

北上地区……第2土曜日
和賀・江釣子地区…第4土曜日
※事前に申し込みをしてください。

申し込み先
環境政策課
☎72-8284

シール券を必要枚数貼ります。
布団・マットレス（1枚につき）
……シール券2枚（200円）
ござ・カーペット（1枚につき）
4.5畳未満…シール券3枚（300円）
4.5畳以上…シール券6枚（600円）

●切って出す場合

（60㎝×60㎝）
燃えるごみの日に手数料袋に入れて出してください。

●上記以外の日に処理したい場合

岩手中部クリーンセンターに直接搬入してください。
切る必要はありません。

注意：電気カーペットなど電熱線の入ったもの、スプリングの入ったマットレスは収集・処理しません。

直接搬入するとき

●燃えるごみ

（10kgあたり130円）

<大型ごみ>
直接搬入できる大きさは
100㎝×60㎝×180㎝

<犬猫等の死体>
※1体1,200円
犬猫等の死体はビニール袋に入れ、さらにダンボール箱に入れて搬入してください。

▼直接搬入する場所
岩手中部クリーンセンター
北上市和賀町後藤3地割60
☎ 72-8286
受付時間：午前8時30分～午後5時（祝日も受付）
休業日：日曜日、12月31日～1月2日

※事前に申込みの必要はありません。
※泥の搬入は出来ません。木、草等については堆肥化等自家処理しましょう。

●燃えないごみ

（10kgあたり130円）

<大型ごみ>
直接搬入できる大きさは
80㎝×70㎝×180㎝

▼直接搬入する場所
北上市清掃事業所
北上市上鬼柳2地割212
☎ 67-2039
受付時間
月～金：午前8時30分～12時
午後1時～午後4時30分
土曜日：午前8時30分～12時
休業日：日曜日、
12月31日～1月3日

※事前に申込みの必要はありません。

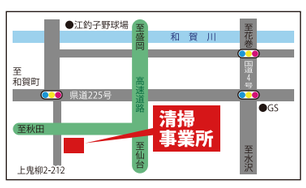

●資源ごみ（無料）常設ステーション

・北上市清掃事業所
北上市上鬼柳2地割212
受入時間：月～金　午前8時30分～12時
午後1時～午後4時30分
土曜日　午前8時30分～12時
※日曜日、年末年始は休業します。

・㈱北日本環境保全鬼柳工場
北上市上鬼柳3地割64-1
受入時間：午前8時30分～午後4時30分
※日曜日、祝日、年末年始は休業します。

・㈱北日本環境保全藤沢リサイクルセンター
北上市流通センター1-43
受入時間：午前8時30分～午後4時30分
※日曜日、祝日、年末年始は休業します。

・㈲マルサ商会
北上市成田26地割83-10
受入時間：午前8時30分～午後4時30分
※日曜日、年末年始は休業します。

注1）藤沢リサイクルセンターの常設ステーションは連休明け等、混みあうことが予想されます。
注2）天候によって常設ステーションは開設されない場合があります。

側溝の泥

クギや缶などの金物、銀紙を取り除き、市で配付する土のう袋に入れて出してください。

土のう袋は、
江釣子庁舎　環境政策課
にあります。

回収日
●北上地区　毎月 第1・3月曜日
●江釣子地区　各行政区の燃えないごみ収集日
●和賀地区　毎月 第1・3 土曜日

※事前に環境政策課へ申し込んで下さい。江釣子地区を除く

平成16年4月1日から、県条例によりごみ等の焼却は禁止されております。

収集処理しないごみ

集積所には出さないでください。
（販売店や許可業者に依頼してください。）

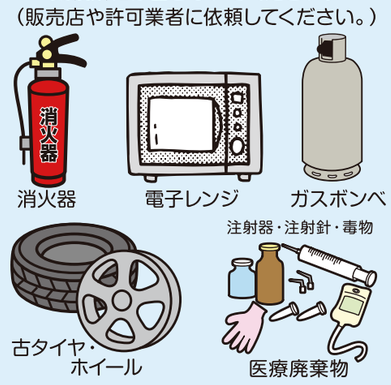

消火器　電子レンジ　ガスボンベ
古タイヤ・ホイール　医療廃棄物

このほか、自動車・オートバイの部品、ボイラー、塗料、電気毛布、農業資材・農業機具、建設廃材、土砂等

もっとリサイクル

地域の集団資源回収に協力しましょう。

店頭回収を積極的に利用しましょう。

●市衛連の生ごみ処理容器等の購入費助成
コンポスター（2割助成）
生ごみ処理機（2割助成）

詳しくは、市衛連事務局にお問い合わせください。
☎72-8284

不法投棄は犯罪です

違反した場合は、5年以下の懲役、または1,000万円以下(法人の場合は3億円以下）の罰金に処せされます。

お問い合わせは
生活環境部 環境政策課
☎72-8284 FAX 77-3591

グリーン マーク　グリーンマークは古紙を再利用した紙製品

エコマーク　エコマークは環境を汚さない、環境を改善できる環境保全型商品

再生紙使用